

条例第 46 号

宇和島市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 22 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市手数料徴収条例の一部を改正する条例

宇和島市手数料徴収条例（平成17年条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第2条 手数料は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは同法第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスク（<u>これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。次号において同じ。</u>）をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 1通につき 450円</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第2条 手数料は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは同法第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書</p> <p>_____の交付手数料 1通につき 450円</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定</u></p>

(3) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 1通につき 750円

(4) (略)

(5) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合

により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 1件につき 400円

(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書 _____ の交付手数料 1通につき 750円

(5) (略)

(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 1件につき 700円

(7) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合

を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは同法第126条の書類に記載した事項の証明書_____

の交付手数料 1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円)

(6) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧_____

手数料 1件につき

350円

- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
- (16) (略)
- (17) (略)
- (18) (略)
- (19) (略)
- (20) (略)
- (21) (略)

を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書、____同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは同法第126条の書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書

の交付手数料 1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円)

(8) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づ

く届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料 1件につき 350円

- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) (略)
- (15) (略)
- (16) (略)
- (17) (略)
- (18) (略)
- (19) (略)
- (20) (略)
- (21) (略)
- (22) (略)
- (23) (略)

- (22) (略)
- (23) (略)
- (24) (略)
- (25) (略)
- (26) (略)
- (27) (略)
- (28) (略)
- (29) (略)
- (30) (略)
- (31) (略)
- (32) (略)
- (33) (略)
- (34) (略)
- (35) (略)
- (36) (略)
- (37) (略)
- (38) (略)
- (39) (略)
- (40) (略)
- (41) (略)
- (42) (略)
- (43) (略)
- (44) (略)
- (45) (略)
- (46) (略)

2 前項第16号から第19号までに掲げる証明手数料及び閲覧手数

- (24) (略)
- (25) (略)
- (26) (略)
- (27) (略)
- (28) (略)
- (29) (略)
- (30) (略)
- (31) (略)
- (32) (略)
- (33) (略)
- (34) (略)
- (35) (略)
- (36) (略)
- (37) (略)
- (38) (略)
- (39) (略)
- (40) (略)
- (41) (略)
- (42) (略)
- (43) (略)
- (44) (略)
- (45) (略)
- (46) (略)
- (47) (略)
- (48) (略)

2 前項第18号から第20号までに掲げる証明手数料及び閲覧手数

料については、同一人に係る同一年度、同一税目に関するものを
1件とする。

料については、同一人に係る同一年度、同一税目に関するもの
を1件とする。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。